令和８年（フ）第８７号
大分県宇佐市大字下高1588番地　市営下山団地100棟105号、旧住所大分県中津市大字上宮永32番地14　コーポ宮永　202号室
債務者　平井穂乃香
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１６３号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西11番地の７　カルムフラン101号
債務者　大岡　祥太
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７４号
千葉県勝浦市中谷352番地１　ドリーム勝浦102号
債務者　ＳＨＩＮ　ＹＯＮＧ　ＢＥＯＭ　愼龍範こと真田　龍範
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
福井県坂井市三国町三国東１－５－４　メゾンソレイユ205、住民票上の住所福井県坂井市三国町山岸第22号１番地
債務者　戎　　龍児
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
福井県越前市北山町第47号17番地の28
債務者　大工原祐也（旧姓大橋）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
福井県あわら市田中々第４号５番地１　田中々団地　12号
債務者　中島　　昇
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
福井県勝山市平泉寺町赤尾第53号５番地２、旧住所福井市成和１丁目206番地21　ビブレ成和606
債務者　山本佐和子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
福井市月見２丁目７番24号　月見団地１号館510号室、旧住所福井市順化１丁目12番４号福ビル505
債務者　橋野　利男
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
福井県南条郡南越前町今庄第89号５番地　大鶴目住宅２号棟104
債務者　おちょきんこと　田中　恵都
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１５号
長野県安曇野市明科中川手2227番地３
債務者　竹田　節子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第５０１号
京都市南区東九条西河辺町19番地１　プレサンス　ＴＨＥ　ＫＹＯＴＯ　粋都712
債務者　衣川　裕人
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６９４号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地４―306
債務者　葛原　カ代
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市枝川町３番36―404号
債務者　加藤　一彦
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目98番地の29
債務者　開　さやか
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８７号
和歌山県橋本市高野口町応其162番地の４　和田　臣弘方
債務者　前田　久美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
和歌山県橋本市隅田町中島1058番地の56　特別養護老人ホームひかり苑
債務者　幾原　道子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
和歌山市永山168番地４
債務者　加納　珠久
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係